

◎二番（鈴木優樹君）自由民主党議員会の鈴木優樹でございます。

まず冒頭に、二月十三日夜に発生いたしました本県沖の地震によりお亡くなりになられた方、被災に遭われた皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

昨年来、感染症に感染して、あるいは濃厚接触者となって仕事を休まざるを得なくなり収入が減少するなど、働く人々に大きな影響が生じているところであります。一方、事業者も従業員を休ませる場合に負担がかかっているのが現状であります。

私も知人から、子供が濃厚接触者になり、世話のために仕事を休まなくてはならないが、何か支援制度があるのかなどの質問を受けることが何度かあり、対応してきたところではあります。中には相談もできずに支援策を受けられない方々も多くいらっしゃいます。

国においては、様々な支援策を打ち出しているところではあります。こうした制度は内容が複雑で分かりにくく、そもそも制度自体を知らないという人が依然として多いのではないかと懸念しております。

こうした支援制度については、必要な方に必要な情報がしっかりと伝わることによって利用が促進されることが極めて重要であると考えます。

そこで、県は感染症により休業せざるを得ない労働者等への支援制度をどのように周知していくのか尋ねます。

次に、介護人材の定着についてであります。

近年、介護人材不足という言葉が聞かれるとともに、介護現場では大変な問題となっております。このコロナ禍においては、介護施設でのクラスター発生、訪問介護利用者が濃厚接触者になってしまったなどの事例も聞

かれます。身内や主介護者がおらず、独居の利用者、また老老介護などで介護者に負担の大きいオムツ交換や体の清潔保持支援等の介護サービスの継続が必要ですが、そうした事例の際に感染症に対する不安から離職を考える方が出てきているなどの話も聞かれます。

どの分野でも人材不足に苦しんでいるという話はよく聞かれますが、特に介護現場においては深刻な問題であります。その問題点には、まず少子化による働く世代の減少、そして高齢化による介護を必要とする人の増加が挙げられます。そして、一番の問題は介護職に対するネガティブなイメージや処遇面があります。

私も様々な介護施設を訪問し、現場を見ておりますが、そこで聞かれる介護職の方々の声は決してネガティブなことばかりではないのです。利用者からのありがたいという言葉、催しなどでのうれしそうな笑顔をしていただけののが本当にうれしく、やりがいがあるといった声も多く聞かれます。しかしながら、様々な理由により介護人材の離職率が高いことも現実であり、対応が必要であると考えます。

そこで、県は介護人材の定着にどのように取り組んでいくのか尋ねます。次に、被災した事業者への支援についてであります。

間もなく東日本大震災から十年が経過いたします。本県では、地震、津波、原発事故と、今まで経験したことのない複合災害に見舞われ、この困難を乗り越えるために、これまで県民が一丸となって着実に復興を進めてまいりました。

そして、先月十三日夜には福島県沖を震源とするマグニチュード七・三の地震が発生し、大きな被害をもたらしました。すぐに自民党県連においても災害対策本部を設置し、国、党本部への要望を行ったところであります。県においても、国への要望などの対応を行ったと伺っております。その結

果、国からもほぼ要望に沿った支援策を打ち出していただきました。

しかしながら、今回の地震の被害を既存の国の制度の基準に単純に当てはめるだけでは、被災された方々に十分な支援が行えるのか疑問であります。なぜならば、今回被害に遭われた方々の多くは、東日本大震災による被害、令和元年東日本台風による被害、そして感染症の拡大による影響と、既に何重もの困難に見舞われているためであります。県内の広域にわたり被災された方々目線の細やかな支援を一刻も早く行うことが必要であると考えます。

災害対策基本法では、国、都道府県、市町村がそれぞれ国民あるいは住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を負っていると同時に、同法により、国及び地方公共団体は、災害が発生したときは速やかに施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならないとされております。

この被災者の援護とは、発災直後の災害救助のみではなく、復旧・復興段階における被災者の生活を立て直すための援助を含むものであり、国のみならず自治体に対しても被災者に対する再建支援が義務づけられていると考えます。

度重なる困難に直面して、被災された方々の多くは体力も気力も限界に来ており、今回の困難、さらには今後いつ起こるか分からない災害を克服するためには、市町村の枠を超えて県民や事業者に寄り添った支援を行えるように、県として独自の支援策を準備する必要があると考えます。

そこで、県は度重なる災害で被災した事業者をどのように支援していくのか尋ねます。

次に、福島イノベーション・コースト構想についてであります。

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によ

って失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトであります。廃炉、ロボット、ドローン、エネルギー、環境、リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の分野におけるプロジェクトを重点分野と位置づけ、まさに日本の将来のかかった一大プロジェクトであると言えます。

ロボットテストフィールドにおいては、研究者の方々からも、世界に類を見ない施設であり、今後にも大きな期待の声も聞かれています。しかしながら、まだまだ県内においてもその認知度は低く、この構想を成功させるためには、オール福島で取り組んでいく必要があるのではないかと考えます。

私は、今こそ中通り、会津をも巻き込んだ新たな取組を考え、日本のみならず世界に誇れるオール福島イノベーション・コースト構想にしていくべきだと考えます。

そこで、福島イノベーション・コースト構想について今後どのように推進していくのか、知事の考えを尋ねます。

次に、水素社会の実現についてであります。

先月八日に改定された福島新エネ社会構想では、来年度から二〇三〇年度までの第二フェーズにおける水素社会実現に向けた取組が重要な柱の一つとして示されておりあります。

今後この改定された構想に基づき、世界最大の水素イノベーション拠点の創出に向け、福島水素エネルギー研究フィールドを最大限に活用して技術開発を加速していくことや、燃料電池トラック等の新たな水素モビリティの導入推進、さらには燃料電池等を活用した県産水素の活用モデルの形成など、福島ならではの新たな取組が県内に展開されていくこととなります。

また、水素社会の実現に向けては、そういった取組を進めるとともに、利用時に二酸化炭素を排出しないことなど、水素エネルギーの優れた点を県民に分かりやすく伝え、理解を深めていくことが重要であると考えます。そこで、県は水素社会の実現に向け、県民の理解促進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、地域密着型プロスポーツ支援についてであります。

本県を拠点に活動するプロスポーツチームは、サッカーの福島ユナイテッドFC、野球のレッドホープス、バスケットのファイヤーボンズがあり、チームが活躍することで県民や子供たちに夢や希望を与え、地域の活性化に寄与しております。

今年度、県は二度にわたる補正予算により各チームを支援してきましたが、次年度以降も新型コロナウイルスの影響を受け、チーム運営は厳しい状況が継続するものと思われまます。

私は、県全体を挙げてプロスポーツチームを応援することで、チームの支えとなり、そしてチームの活躍が福島の元気につながっていくことを期待するとともに、プロスポーツの火を消さないためにも、さらなる取組が必要であると考えます。

このような中、県は今回の定例会にふるさと納税を活用したふるさとプロスポーツ応援寄附金基金条例を提案しており、プロスポーツを盛り上げていくと伺っております。

そこで、県はふるさと納税を活用して地域密着型プロスポーツをどのように支援していくのか尋ねます。

次に、企業版ふるさと納税についてであります。

平成二十八年度税制改革によって創設された企業版ふるさと納税は、官民一体となって地方創生の実現を目指す切り札の一つとされておりまます。企

業版ふるさと納税は、個人版のふるさと納税制度に比べて、制度に対する企業側の認知度はまだまだ低い状況にあると言われております。

県は、県及び市町村への受入れ推進のため、企業に対して制度をより一層周知していくとともに、寄附の活用を促す取組を積極的に進めていくべきであります。

私は、企業版ふるさと納税を推進することは、県や市町村の地方創生に向けた財源の確保につながるだけでなく、首都圏をはじめとする企業とのつながりができることにより、本県の魅力が伝わり、新たな人の流れも生まれるものと期待しております。

そこで、県は企業版ふるさと納税の推進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、新たな乳児院についてであります。

昭和二十二年の児童福祉法制定を機に設置された乳児院の当初の目的は、戦災孤児や栄養、衛生上の問題による発育不良、感染症などから子供たちを保護するものであります。しかし、近年は児童虐待や様々な事情によって保護者との生活が困難な乳児を保護し、養育する施設となり、その役割は非常に重要なものとなってきました。

また、平成二十八年の児童福祉法の一部を改正する法律の成立、平成二十九年の新しい社会的養育ビジョンの策定により、乳児院をはじめとする代替養育を担う児童福祉施設は、乳児養育の専門性を生かした地域の子育て支援など、多機能化することが求められております。

これを受け、県は県立若松乳児院について、医療機関と密接に連携しながら、広域的かつ高度専門的なサービスの提供やセーフティネットなどの役割を果たしつつ、本県の社会的養育環境の充実に向けて新たな役割を担っていく方針を決定いたしました。

さらに、現在の建物は築五十年が経過し、老朽化も進んでおり、家庭的な養育環境に近づけるための小規模グループケアを行うことが困難であることから、乳児院の施設を移転改築し、民間の専門性や経営実践力を取り入れるため、指定管理者制度の導入を決定いたしました。

指定管理候補については、公募の結果、昨年十一月に公益財団法人星総合病院を選定したと伺っており、私は、新しい乳児院は、子供養育の専門性を生かして、地域の子育て支援など、今までにない様々な機能を備えることが必要であると考えます。

そこで、県は新たな乳児院の整備にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、特別な支援を必要とする児童生徒への支援についてであります。現在少子化の一方で、医療の進歩、特別支援教育への理解の広がり、障がい概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加しております。

また、インクルーシブ教育の理念の下、医療的ケアを必要とする子供たちや肢体に不自由がある子供たちなど、様々な支援を必要とする子供たちが小中学校に在籍していると聞いております。

こうした状況の下、特別な支援を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を養うための個々に合った適切な指導、必要な支援が非常に重要であります。

特に小中学校において、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のいわゆる発達障がいの児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっております。一言に発達障がいと言っても、それぞれ必要な教育支援は異なっており、個々に合った支援教育が必要です。

そこで、県教育委員会は発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒

への支援にどのように取り組んでいるのか尋ねます。

次に、歯と口の健康についてであります。

現在自分の歯が何本あるか、今まで何本の歯を抜いて、どこの歯をどのように治療してきたか、すぐに答えることができるでしょうか。恐らく多くの方は答えられないでしょう。一方、日本以外の先進国の多くでは、歯に関して小さい頃から様々な教育を受けており、歯に興味、関心が強く、先ほどの質問にも多くの方が答えることができるそうです。

ある調査結果では、日本人の八十歳時の残存歯数は十三本程度であり、八十歳以上の高齢者だけを対象とした場合の歯が一本もない方、無歯顎者は三割から四割に上るそうです。一方、アメリカでは八十歳の平均残存歯数が十八本程度であり、八十歳以上の無歯顎者は一割未満、世界で一番歯の健康教育が充実しているスウェーデンでは、八十歳の平均残存歯数が二十四本程度であり、無歯顎者は少ないそうです。この結果には、様々な要因によるものがあるとは思いますが、私は幼い頃からの歯に対する教育の差があるのではないかと考えます。

歯という器官は、体中の器官、臓器、組織の中で唯一自然治癒力を持たないため、徹底した虫歯予防や歯周病予防等に努める必要があるのです。また、近年歯と口の健康と全身疾患が関係することが次々に明らかになってきており、健康寿命延伸のためにも、歯と口の健康を守る意義は大変大きく、我が国においても教育の充実が求められているところでもあります。様々な年代での教育が必要ではありますが、最も重要なのは幼少期、学齢期での教育だと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における歯と口の健康に関する教育にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

次に、再犯防止のための取組についてであります。



平成二十八年十二月に成立した再犯防止等の推進に関する法律に基づき、本県においても本年度中に再犯防止推進計画を策定することとしております。

我が国では、検挙人員に占める再犯の割合である再犯者率が上昇しており、令和元年度における全国の再犯者率は四八・八％でありました。また、それに対して本県においては五一・四％と全国のそれより高く、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっております。

そこで、県は再犯防止を推進するため、どのように取り組んでいくのか尋ねます。

また、再犯防止において最も重要なポイントが就労及び住居の確保、いわゆる居場所と仕事であります。安定した生活を送るには、生活の糧となる就労が重要であり、再犯を防ぐためにも仕事を提供することが必要であると考えます。

これは、地域の安全を守るためにも、また過ちを犯した人の更生を手助けする意味でも重要であります。そのために、過ちをした人の自立や社会復帰に協力することを目的として雇用する事業主である協力雇用主に対する優遇措置の導入が必要であります。

本県においては、相馬市や郡山市、喜多方市、二本松市等で入札制度での優遇措置を既に導入しており、県としても県発注工事の入札制度に優遇措置を設けるべきではないかと考えます。

そこで、県発注工事の入札制度において再犯防止に協力する事業者への優遇措置を設けるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で私の壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

◎ 副議長（青木 稔君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎ 知事（内堀雅雄君）鈴木議員の御質問にお答えいたします。

福島イノベーション・コースト構想についてであります。

原発事故で失われた浜通り地域等の産業基盤を再構築するという重要なチャレンジを実現していくためには、構想関連施設を核に行われる研究開発や産業集積等の成果を有機的に連携させながら、中通りや会津も含め、県内全域の地域産業に具体的な効果を発現させていく必要があります。

このため、中通りの企業が浜通りの企業と連携してドローンの開発に取り組んだ事例や支援制度等を紹介する説明会を中通りや会津でも開催をし、県内全域で企業の参画意欲を高めるとともに、福島イノベーション倶楽部等により企業間の交流を促進し、業種や地域の垣根を越えた新たなビジネスの創出を目指してまいります。

さらに、県内外の企業や一般の方々を対象に、将来的な企業誘致や移住、定住につなげるため、本構想の成果を現地で実感してもらうなど、民間企業や関係機関等と連携し、交流人口、関係人口の拡大に取り組んでまいります。

加えて、福島県内の子供たちに対しても、本構想で生まれた企業の技術開発の成果を体験してもらったりイベントを開催するなど、将来を担う若者の心に響く情報発信に取り組み、本構想を県内全域で推進してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎ 総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

入札制度における優遇措置につきましては、県発注工事の入札に参加できる者を登録するための資格審査において、財務状況等の客観的事項に加え、

障がい者の雇用や健康経営の取組などの主観的事項である十五項目についても事業者を評価しており、再犯防止のため雇用に協力する事業者への優遇措置の導入についても他県等の事例を参考に検討してまいりる考えであります。

（企画調整部長橘 清司君登壇）

◎企画調整部長（橘 清司君）お答えいたします。

水素社会の実現につきましては、再生可能エネルギーの有効活用や産業振興、さらには二〇五〇年カーボンニュートラルの達成に向け、県民の理解を深めていくことが重要であります。

このため、環境面の貢献等のもとより、燃料電池自動車の外部給電機能によつて災害時等の電力供給が可能なことなど、身近な生活における水素活用の利点を分かりやすく発信することにより、県民の理解促進に積極的に取り組んでまいります。

次に、地域密着型プロスポーツにつきましては、コロナ禍の厳しい運営状況を踏まえ、新たにふるさと納税を活用して県内外の幅広い層から寄附を募り、認知度を高め、応援してもらおう機運の醸成を図るとともに、チーム力の強化や地域貢献活動が継続的に行える支援制度を導入します。

地元サポーターに加え、寄附者の思いがチームを支え、さらにチームの活躍が県民に元氣と勇氣を与え、地域の活力を創出する好循環が生まれるよう支援してまいります。

次に、企業版ふるさと納税につきましては、平成二十八年度の制度創設以来、県には約二億六千万円の寄附が寄せられ、Jヴィレッジの施設整備や奥会津の振興などに活用しており、県内九市町村にもこれまで約三億二千万円の寄附が寄せられ、まちづくりや子育て、若者支援等に活用されてきたところであります。

この制度は、優れた財源調達手段であると考えており、今後一層の普及拡大に向け、県としては、本県と御縁のある企業等に対し、当該制度の利点や県と市町村の寄附受入れ事業を紹介するとともに、市町村の制度活用を支援するなど、寄附の受入れ拡大につながる取組を進めてまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

介護人材の定着につきましては、離職率が高い就労後三年以内の職員向けの介護技術やコミュニケーション技術等の研修のほか、施設管理者向けのキャリアパス制度運用研修を実施するなど、就業意欲の増進を図っております。

さらに、中堅職員の表彰に加え、新年度は労働環境や処遇の改善など働きやすい職場環境づくりに向けた優れた取組を行う介護施設等を表彰し、広報することとしており、今後とも介護人材が希望とやりがいを持って働くことができるよう取り組んでまいります。

（商工労働部長宮村安治君登壇）

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により休業せざるを得ない労働者等への支援制度につきましては、子供の世話で休業する場合には小学校休業等対応助成金が、濃厚接触者となったことで企業が労働者を休業させた場合には雇用調整助成金が利用可能であり、県ではこうした制度の新型感染症に関するガイドブックへの掲載やウェブサイトでの迅速な情報提供を行っており、今後とも労働者や事業者への周知を図ってまいります。

次に、度重なる災害で被災した事業者への支援につきましては、二月十三日の発災直後から知事を先頭に二重三重に被害を受けている本県特有の実情を国に訴え、中小企業等グループ補助金が特例として措置されることと

なりました。

その中で、東日本大震災で被害を受け、復興途上にあつて今回さらに被害を受けた事業者には、令和元年東日本台風時と同様の定額補助も制度化されておられ、これらを活用して再び被災した事業者をしつかりと支援してまいります。

(こども未来局長佐々木秀三君登壇)

◎こども未来局長(佐々木秀三君) 答えいたします。

新たな乳児院につきましては、昨年選定した指定管理候補者と協議し、家庭的な養育ができる居室の設計とするほか、乳幼児の外傷や疾病に迅速に対応する医療サービスの提供、乳幼児養育に関する専門性を生かした子育て家庭への助言や支援、保護した乳幼児の養育を引き継ぐ里親の開拓と支援など多様な機能を担う施設として整備し、本県の乳幼児を健やかに育み、支えてまいる考えであります。

次に、再犯防止の推進につきましては、新年度から福島県再犯防止推進計画をスタートさせ、保護観察所、刑務所などの国の機関や市町村、更生保護団体等と連携しながら、各種相談窓口での個々の事情に応じた相談、就労や住居の確保への支援、保健医療・福祉サービスの提供に取り組むほか、県民に向けた広報啓発を行うなど、過去に犯罪をした人等が地域で孤立して再犯に至ることのないよう図ってまいります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長(鈴木淳一君) 答えいたします。

発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒への支援につきまして、個別の教育支援計画を作成し、本人や保護者に対する合理的な配慮について関係者間で合意形成を図ることが重要であると考えております。

このため、教育支援アドバイザーを特別支援学校から小中学校に派遣し、

障がいの特性に応じた教材や授業の進め方への助言を行うなど、一人一人に適した支援に取り組んでまいります。

次に、歯と口の健康に関する教育につきましては、子供の頃からの習慣が健康長寿の基づくりの基盤となることから、公立小中学校においては、歯科検診と保健指導、歯磨き指導やフッ化物洗口により虫歯や歯周病の予防に積極的に取り組んでおります。

今後とも、学校保健委員会を活用して学校歯科医や保護者等との連携を図り、児童生徒に正しい知識と習慣を普及して歯科疾患の予防に取り組んでまいります。